

○大府市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による厳しい経済情勢の中、中小企業の雇用の安定及び維持のため、国が実施する雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給を受けた市内の事業所に対し、その申請の手續に要した費用の負担を軽減するため、予算の範囲内で交付する大府市雇用調整助成金申請等手数料補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 助成金 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2及び第102条の3の規定に基づく雇用調整助成金及び令和2年3月10日付け職発0310第2号「雇用安定事業の実施等について」に基づく緊急雇用安定助成金をいう。
- (2) 事業者 本市に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（個人事業者を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業者のうち、次の要件を満たすものとする。

- (1) 緊急対応期間（新型コロナウイルス感染症の影響による助成金の支給に係る特例措置の対象となる期間をいう。）における市内事業所の従業員の休業又は教育訓練について助成金の支給を受けていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、助成金の支給申請（当該申請の前に行う休業等実施計画届の提出を含む。）に係る事務の代行を社会保険労務士又は弁護士（以下「社会保険労務士等」という。）に依頼した場合に要した代行報酬等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、1事業者当たり10万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大府市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付申請書（請求書）（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金の支給決定通知書の写し
- (2) 社会保険労務士等による助成金の支給申請に係る事務の代行に要した代行報酬等の領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、大府市雇用調整助成金申請等手数料補助金交付決定通知書（第2号様式）をもって当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合、補助金を交付する。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは助成金又は補助金の受給に関し不正の行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(適用期間)

2 この要綱は、施行日から令和3年3月31日までの間に交付申請された補助金について適用する。